

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

〔1〕公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(1)現状分析

中心市街地における公共交通機関としては、南海本線、南海高野線、阪堺線が並行して南北に通じ、北は大阪市内に、南は南海本線が関西空港や和歌山に、南海高野線が高野山に、阪堺線が浜寺方面につながっている。乗降客数の多い南海高野線堺東駅を中心にバス路線網が構築され、南海本線堺駅との間にはシャトルバスも運行されている。

しかしながら、堺東駅の乗降客数、堺東駅を発着するバス系統の乗降客数は減少傾向にあり、堺駅の乗降客数も横ばいの状況にある。阪堺線の利用者数はこれまで減少傾向にあったが、近年は市民との連携も含めた活性化の取り組み等により増加に転じている。

旧基本計画において位置付けた事業のうち、公共交通の利用に関する事項として、堺東駅舎のバリアフリー化事業（エレベーター及びエスカレーターの設置）、バス走行環境改善事業（バス優先レーンの設置、バス優先信号制御、バス接近表示、バス案内表示）、超低床ノンステップバス導入事業（堺東駅～堺駅間シャトルバス）が完了し、利用者の利便性と快適性の向上を図ってきた。

(2)公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

中心市街地と周辺地域の交流や、地域内の回遊を促進するとともに、まちづくりと連携した賑わいの創出につながる交通をめざし、阪堺線やバスによる面的な交通ネットワークの形成や、自転車通行環境や歩行環境の向上など、まちづくりと一体となった交通体系を構築し、まちの魅力向上を図る。

また、高齢社会が進展するなかで、阪堺線やバスにおける高齢者運賃割引やゾーンチケットの発行をはじめ、公共交通機関のスムーズな乗り継ぎなど、円滑な移動を支援する施策により、公共交通機関の利便性の向上を図る。

(3)フォローアップ

中心市街地活性化基本計画に位置付けた事業については、事業の進捗状況を定期的に調査し、必要に応じて改善措置を講じることとする。

〔2〕具体的事業の内容

(1)法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2)-① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2)-② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：阪堺線停留場改修 内容：文化観光拠点の開設に併せた阪堺線宿院停留場改修に対する補助 実施時期：平成 26 年度～平成 27 年度	阪堺電気軌道(株)	堺市立歴史文化にぎわいプラザの玄関口として相応しい停留場となるよう阪堺線宿院停留場の改修を行い、景観形成の向上と来場者の増加を図る。 これにより、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。	[支援措置] 地域公共交通確保維持改善事業費（利用環境改善促進事業） [実施時期] 平成 26 年度～平成 27 年度	
事業名：紀州街道沿道の景観づくり（大道筋中央の植栽帯の改善） 内容：旧紀州街道沿道の植栽帯の改善 実施時期：平成 25 年度～平成 28 年度	堺市	旧紀州街道である大道筋においては、幅員50mの中央に植栽帯があり、緑のまちなみ景観の形成に課題があることから、沿道の景観づくりと植栽帯の改善を図る。 これにより、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） [実施時期] 平成 26 年度～平成 28 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：バス車両のバリアフリー化推進 内容：ノンステップバスの車両購入に対する補助 実施時期：平成 11 年度～	堺市・バス事業者	堺市内において、バス運行を主に担う南海バス株式会社や関係機関が協力し、乗降性能に優れたノンステップバスを導入することにより、一層のバリアフリー化を推進する。 これにより、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。	[支援措置] 地域公共交通確保維持改善事業費（バリアフリー化設備等整備事業） [実施時期] 平成 11 年度～	
事業名：公共交通の利用環境改善促進 内容：バスや阪堺線への IC カードシステム、バスロケーションシステム等の導入に対する補助 実施時期：平成 25 年度～平成 28 年度	堺市・バス事業者・阪堺電気軌道(株)	堺市内を運行するバス事業者が IC カードシステム、バスロケーションシステム等を導入することにより乗客の利便性向上を図る。 これにより、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。	[支援措置] 地域公共交通確保維持改善事業費（利用環境改善等促進事業） [実施時期] 平成 25 年度～平成 26 年度 [支援措置] 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費（交通サービス利便向上促進等事業） [実施時期] 平成 28 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：自転車通行空間の整備 内容：歩行者の安全を第一とし、自転車利用者の安全にも配慮した自転車通行空間（自転車道や自転車レーン等）を確保 実施時期：平成 26 年度～	堺市	自転車の通行空間の連続性を確保したネットワークを形成し、自転車による回遊性や快適性の向上を図る。 これにより、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。	[支援措置] 防災・安全交付金（道路事業） [実施時期] 平成 26 年度～	

(4) 国の支援措置のないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：さかいコミュニティサイクル事業 内容：コミュニティサイクルの管理運営及び利便性向上 実施時期：平成 21 年度～	堺市	複数のサイクルポート・専用駐輪場間で共用自転車の貸出・返却が可能なコミュニティサイクルを管理・運営するとともに、料金支払い手続き等のスマート化や海外からの観光客向け多言語化対応など、さまざまなニーズを踏まえさらなる利便性向上策の検討を進めることで、SAKAI 散走と連動させた自転車観光の推進につなげていくものである。 本市の地場産業である自転車を活かした新たな交通システムを整備することで、自動車利用中心から自転車や公共交通利用を中心とした都市構造への変革（モビリティイノベーション）を進め、快適な暮らしとまちの賑わいが持続する低炭素都市「クールシティ・堺」の実現に寄与することを目的とする。 これにより、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：堺観光レンタサイクル 内容：市内各観光案内所、自転車博物館サイクルセンターにてレンタサイクルの貸出を実施 実施時期：平成 7 年度～	公益社団法人堺観光コンベンション協会	地場産業である多様な自転車の貸し出しを通じて堺観光の推進を図ることにより、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。		
事業名：おでかけ応援バス 内容：高齢者のバス運賃割引 実施時期：平成 16 年度～	南海バス(株) 近鉄バス(株)	高齢者の公共交通利用を促進するため、満 65 歳以上の堺市民の方が、全ての曜日に、南海バス・近鉄バス（乗車・降車のいずれかが堺市内の場合）を 1 乗車 100 円で利用可能とすることにより、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。		
事業名：阪堺線高齢者運賃割引 内容：高齢者の阪堺線運賃割引に対する補助 実施時期：平成 22 年度～	阪堺電気軌道(株)	高齢者の公共交通利用を促進するため、満 65 歳以上の堺市民の方が、全ての曜日に、阪堺線（乗車・降車のいずれかが堺市内の場合）を 1 乗車 100 円で利用可能とすることにより、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。	[支援措置] 堺市路面電車利用促進補助金（市補助） [実施時期] 平成 22 年度～	
事業名：阪堺線堺市内・大阪市内区間の運賃均一化 内容：阪堺線の運賃均一化に対する補助 実施時期：平成 22 年度～	阪堺電気軌道(株)	阪堺線の運賃の均一化による値下げにより大阪市内から堺市への来訪者の増加を図る。 これにより、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。	[支援措置] 堺市路面電車利用促進補助金（市補助） [実施時期] 平成 22 年度～	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：ゾーンチケット 内容：阪堺線（堺市内区間）と南海バスの指定区間が乗り放題となる「堺おもてなしチケット」に対する補助 実施時期：平成 22 年度～	南海バス(株)・阪堺電気軌道(株)	阪堺線と南海バスの乗り継ぎ利便性を向上することにより、阪堺線の利用者拡大と来訪者の増加を図る。 これにより、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。	[支援措置] 堺市路面電車利用促進補助金（市補助） [実施時期] 平成 22 年度～	
事業名：公用車 EV カーシェアリング 内容：市民と市職員が電気自動車によるカーシェアリングを行う 実施時期：平成 23 年度～平成 28 年度	堺市	市民と市職員が市役所周辺で 5 台の電気自動車によるカーシェアリングを行うことにより、環境意識啓発を図るとともに、市民への次世代自動車の普及を促進するものである。 これにより、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。		
事業名：観光周遊バスの運行 内容：観光資源のネットワーク化や文化観光拠点へのアクセス向上等を図るため、市内周遊観光を促進する。 実施時期：平成 26 年度～	バス事業者・公益社団法人堺観光コンベンション協会	歴史・文化資源を周遊する観光バスの運行により、旧市街地エリアや大仙公園エリアなどを結ぶ観光ネットワークを構築することで、市内周遊観光を促進する。 これにより、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：観光案内サイン・標識の多言語化事業 内容：目的地へ円滑に誘導する観光サイン整備 実施時期：平成 18 年度～	堺市	来訪者が快適で楽しく周遊できるように、堺の歴史・文化等の観光資源の魅力を伝えとともに、目的地へ円滑に誘導する観光サイン等の整備を行う。 堺市観光の利便性や回遊性の向上を図り、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。		
事業名：堺まつり 内容：堺を代表する三大祭りのひとつであり、堺市最大のイベント 実施時期：昭和 49 年度～	公益社団法人観光コンベンション協会	昭和 49 年から毎年 10 月に開催。大小路シンボルロードの大パレード、南宗寺・大仙公園での利休のふるさと堺大茶会など、歴史と伝統に彩られたまち・堺の魅力が味わえる、堺を代表するイベント。 イベントの実施により中心市街地の賑わいを創出し、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。		
事業名：堺区ふれあいまつり 内容：堺区の特性や資源を活かしたイベント等の実施 実施時期：平成 12 年度～	堺区ふれあい事業実行委員会	堺区ふれあい事業実行委員会の主催で、堺区の特性や資源を活かしたイベント等により、区域の住民の方々の交流や連帯を深めるため開催する。 イベントの実施により中心市街地の賑わいを創出し、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：SAKAI STUDENTS' BRASS CONCERT 内容：堺区内の小中学生による吹奏楽コンサート 実施時期：平成 25 年度～	堺区	市役所前市民広場を活用し、堺区内の吹奏楽等に取り組んでいる小中学生の発表の場として実施し、賑わいの創出を図る。 イベントの実施により中心市街地の賑わいを創出し、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。		
事業名：堺文化財特別公開 内容：堺の歴史文化に触れる機会として、文化財の特別公開を実施 実施時期：平成 17 年度～	おいでよ堺 21 実行委員会	堺の豊かな歴史と文化を物語る貴重な文化財を、春と秋の年 2 回特別公開。観光魅力の発信と堺の歴史・文化や街の魅力を広く知ってもらう機会を提供するとともに、集客の促進を図る。 これにより、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。		平成 29 年 5 月から事務局が堺市から（公社）堺観光コンベンション協会に変更
事業名：環濠クルーズの運行 内容：環濠都市のなごりである内川・土居川を観光船巡るクルーズの運行 実施時期：平成 18 年～	NPO 法人 観濠クルーズ SAKAI	黄金の歴史を誇った“自由都市・堺”の象徴であった環濠のなごりを今に伝える内川・土居川を、観光船で巡るクルーズを運行。平成21年からは、水上ウォッチングとして、堺区の小学4年生を対象に歴史授業の一環として課外授業を実施している。 これにより、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：音楽文化推進事業 内容：市民が音楽を身近に感じる環境づくり 実施時期：平成 18 年度～	堺市	市民に開かれた庁舎をめざす目的から、市役所庁舎を活用して、音楽コンサートを定期的に開催するなど、市民が音楽を身近に感じる環境づくりに取り組むことで、音楽文化の裾野を広げる。 イベントの実施により中心市街地の賑わいを創出し、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。		
事業名：堺・アセアンウィーク 内容：アセアン各国の伝統音楽・舞踊、堺の文化を紹介 実施時期：平成 21 年度～	堺・アセアンウィーク実行委員会	中近世における堺と東南アジアとの交流という歴史的財産を活かして、成長著しいアセアン諸国との交流促進のため開催する。各国の文化に触れることができるイベントや交流事業等を実施することにより、本市とアセアン諸国との関係強化を図るもの。 イベントの実施により中心市街地の賑わいを創出し、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。		
事業名：堺大魚夜市 内容：大浜公園において毎年 7 月に開催される伝統的な夜市 実施時期：－	堺大魚夜市実行委員会	鎌倉時代に始まったといわれ、およそ 700 年の歴史を誇る夜市。毎年 7 月 31 日に大浜公園で開催され、魚セリなどのイベントが行われる。 これにより大浜公園及び堺旧港における賑わいを創出し、「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：スマートファクトリー・スマートオフィス導入支援事業 内容：スマートファクトリー・スマートオフィス導入支援事業補助金の制度の設置 市内事業所が省エネ設備等を導入する際に、設置費の一部補助を行う。 実施時期：平成 25 年度～	堺市	市域の温室効果ガス排出量が増加傾向にある民生業務部門すなわち業務系事業所において、温室効果ガス排出量およびエネルギー消費量の削減を図る。		

< 4 から 8 までは掲げる事業及び措置の実施箇所 >

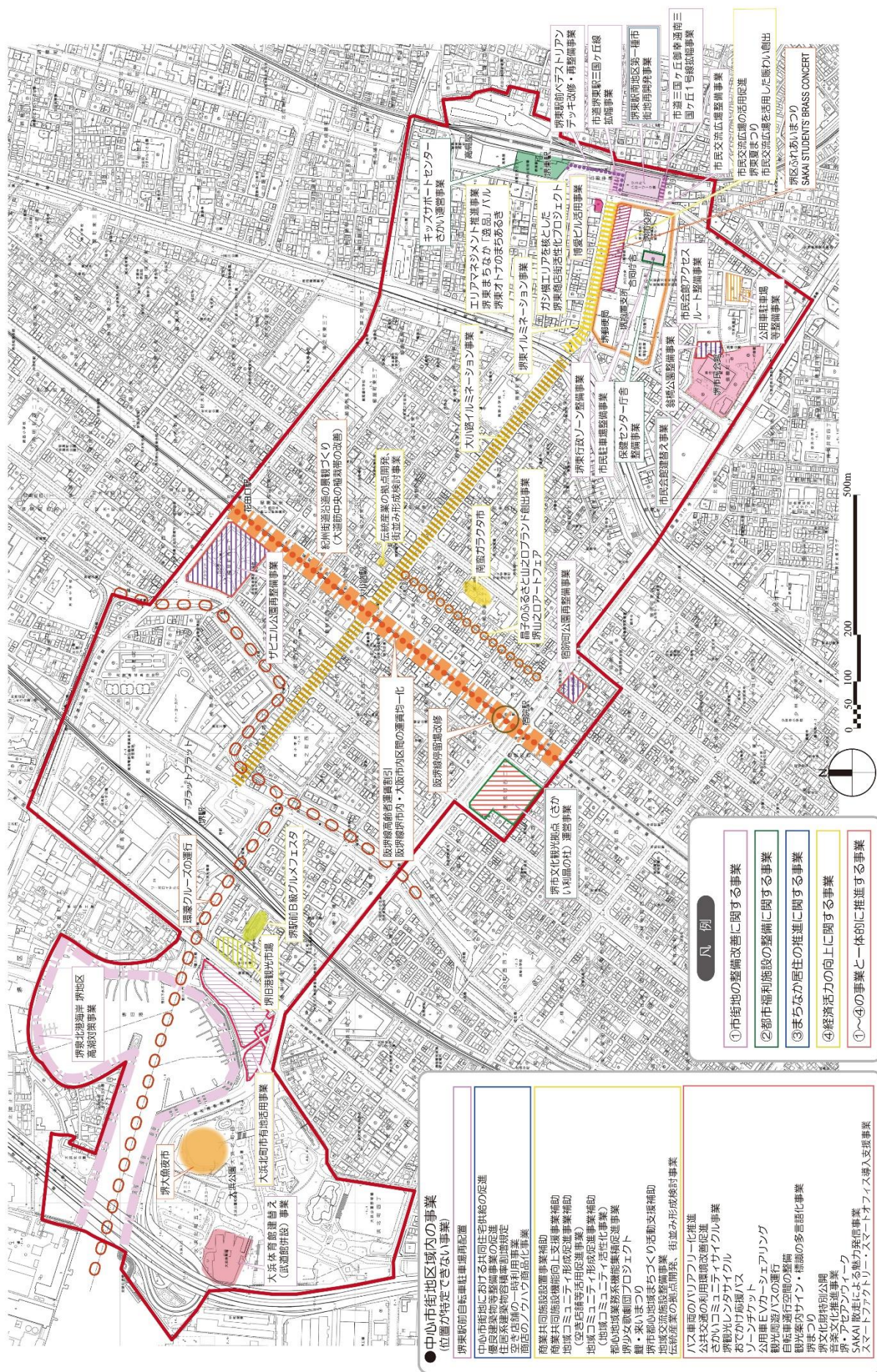


図-8.1 事業実施箇所図